

本資料は、森林づくりに関する税が導入された場合に想定される税の使途について、検討委員会における議論のたたき台として事務局案を示したものであり、検討委員会が導き出す結論を何ら拘束するものではありません。

森林づくりに関する税の使途の考え方（事務局案）

平成24年4月25日（水）
第3回検討委員会 事務局

これまで開催された2回の検討委員会の議論を踏まえた上で、税金の使途を検討する手順として、

- ①なぜ税制を導入するのかを確認し、
- ②その目的を踏まえた基本方針を策定した後に、
- ③基本方針に即した使途が検討されるべきと考えます。

この考えに基づいて、以下の通り整理します。

I. 税制導入の背景と目的

○森林は「緑の社会資本」とも言われ、木材生産のみならず、土砂災害を防止する機能や水源涵養機能、地球温暖化防止機能などの公益的機能を有しており、その恩恵は広く県民が享受している。

○これまで森林の公益的機能発揮を現場で支えてきた林業は、材価低迷等による採算性の悪化により森林所有者の経営意欲は減退している。森林の管理・保全は、一義的には森林所有者によって行われるべきものではあるものの、採算性の悪化等により自助努力にも限界があり、管理が行き届かず公益的機能の低下した森林が増加している。

○平成23年9月、紀伊半島に上陸した台風12号では、県南部を中心に死者・行方不明者3名、負傷者多数、深層崩壊をはじめ127箇所の山腹崩壊が発生し、この被害額は約100億円にも及んでいる（紀伊半島大水害）。

○この紀伊半島大水害では、山腹崩壊等に伴い大量に発生した流木が下流の市街地まで押し寄せ橋梁を閉塞させたことが、橋梁の流出や道路崩壊といった社会基盤施設への被害や住宅の浸水被害などにも繋がった。

○近年、台風の大型化や局所的な豪雨など異常気象が多く、土砂災害の防止等の森林の公益的機能を高め、災害時の減災効果発揮への期待が高まっている。

① 紀伊半島大水害に見られるように、近年では下流域まで被害が拡大するなど災害の大規模化が顕著となっている。こうした中、森林の土砂災害防止機能をはじめとする公益的機能を高め、「災害に強い森林づくり」を今まで以上に進める必要が生じている（新たな行政需要の発生）。

② 近年の異常気象を見ると、いつ発生するかもわからない災害への対策は待ったなしの状況にあり、森林所有者による自発的な森林整備を支援する現在の枠組みだけでなく、防災・減災の観点から整備が急がれるべき森林については整備を先送りにせず、「災害に強い森林」を早期に実現する必要がある（緊急性が高い）。

これまでの取り組みに加え、「災害に強い森林づくり」を加速化する必要があり、そのための新たな財源が必要となっている。森林の恩恵は広く県民が享受することに鑑みて、費用を県民全体で負担する森林づくりのための新たな税制度を導入する。

II. 基本方針

基本方針① 災害に強い森林づくり

流木の発生が懸念される河畔林やその周辺エリア等の防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、災害に強い森林を実現するなど、森林の有する公益的機能発揮ための必要な対策を講じる。

基本方針② 森林づくりを支えるための県民理解の促進

県民全体で支える森林づくりを進めるためには、森林が公益的機能を有し、その恩恵を社会全体が享受していることを県民全体が理解する必要がある。研修会やイベント開催を通じて、森林の働きを知る機会や、森林づくり活動への参加の機会、木とふれあう機会などの提供を行う。

III. 使途案

III. 使途案

基本方針① 災害に強い森林づくり

- ・土砂や流木を出さない森林づくり
土砂流出の恐れのある森林の整備や流木の要因となる不要木の除去
伐採後放置された森林の広葉樹林化
発生した流木を捕捉する施設の整備
- ・暮らしの安全を守る森林づくり
災害時に人家に危害を及ぼす恐れのある裏山等の森林整備や落石等を防ぐ施設の整備
車両や歩行者の安全確保のために実施する道路沿いの老木等除去や視界の確保のための伐採
土砂や流木を出さない河畔林づくり
- ・その他、地域の実情に応じて実施する対策
津波に強い海岸防災林づくり
災害時に発生した流木等除去
荒廃した里山や竹林の再生

基本方針② 森林づくりを支えるための県民理解の促進

- ・森林づくりサポーターの育成
小中学校における森林環境教育の定着促進
小中学校の机、イス、内装等の木質化の促進（木育促進）
イベント等を通じた普及啓発活動
森林ボランティア等の育成と活動の促進
- ・森への木（気）づかい
木の香薫るまちづくり（みんながふれあう施設の木造・木質化）
暮らしの中の木づかいの推進（木造住宅の普及・木質バイオマスのエネルギー等利用推進）
・その他、地域の実情に応じて実施する対策
地域が取り組むみどりあふれる街づくり（都市緑化や緑地公園等整備）
地域が取り組む流木等の除去活動（漂着物を含む）
地域の産業や特色を活かした森林づくり

基本方針	対 策	メニュー	予算執行者	
			県	市町
① 災害に強い森林づくり	土砂や流木を出さない森林づくり	土砂流出の恐れのある森林の整備や流木の要因となる不要木の除去 伐採後放置された森林の広葉樹林化 発生した流木を捕捉する施設の整備	◎ ○	○
	暮らしの安全を守る森林づくり	災害時に人家に危害を及ぼす恐れのある裏山等の森林整備や落石を防ぐ施設の整備 車両や歩行者の安全確保のために実施する道路沿いの老木等除去や視界確保のための伐採 土砂や流木を出さない河畔林づくり	◎ ○	○
	その他、地域の実情に応じて実施する対策	津波に強い海岸防災林づくり	◎ ○	○
		災害時に発生した流木等除去	◎ ○	○
		荒廃した里山や竹林の再生	- ○	○
② 森林づくりを支えるための県民理解の促進	森林づくりサポーターの育成	小中学校における森林環境教育の定着促進（都市域の小中学校による森林体験ツアーア） 小中学校の机、イス、内装等の木質化の促進（木育促進） イベント等を通じた普及啓発活動 森林ボランティア等の育成と活動の促進	- ○	○
	森への木（気）づかい	木の香薫るまちづくり（みんながふれあう施設の木造・木質化）	△ ○	○
		暮らしの中の木づかいの推進（木造住宅の普及・木質バイオマスのエネルギー等利用推進）	△ ○	○
	その他、地域の実情に応じて実施する対策	地域が取り組むみどりあふれる街づくり（都市緑化や緑地公園等整備）	- ○	○
		地域が取り組む流木等の除去活動（漂着物を含む）	- ○	○
		地域の産業や特色を活かした森林づくり	- ○	○

◎…県が実施する

○…地域の実情に応じて市町が実施する

△…状況に応じて県が実施する